

事業経過報告

(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)

総括

平成27年度の基本方針を逸脱することなく事業展開いたしました。全事業の約90%を占める法定事業については各社員の努力により、官公署からの発注業務において個別には多少の継続案件等はあるものの全体としては大きな問題もなく完了致しました。昨年度よりもより多くの実績成果を上げるための活動をいたしました結果、事業実績においては前年度比約1%の増加でありました。

関連事業である法務局が行う不動産登記法第14条第1項地図作成作業についても、大津市住吉台地区、大津市大江地区の1年目作業である実態調査、基準点測量が完了致しました。また2年目作業の一筆地立会等も着手し順調に業務推進中であります。

自主事業各7項目につきましては境界標埋設、引照点設置等の実績増大、地図作成地域の公開拡大に努め、一般市民を対象とした講演会を実施し災害復旧支援、防災活動の一翼を担いました。

また以上の各事業展開を行うにあたり、部会、理事会等を積み重ねて組織体制の充実に努めました。

組織のコンプライアンス、ガバナンスというものについては、終着点に到達したとはまだ言えません。法令遵守、組織統治ということについて常に念頭に置きながら組織運営してきたつもりではありますが、まだまだ検討、分析、協議が必要であり改善する事柄があるという事も実感しております。

しかし、単年度としては概ね平成27年度の事業計画通りの公益目的事業を展開することが出来、このことにより我々の最終事業目的である国民が所有する不動産の権利の明確化に寄与することが出来たものと考えます。

その他詳細は以下によります。

総務経理関係

平成27年度においては、当初事業計画に掲げた以下の事業について実施いたしました。

(1) 総務部事業報告

① 役員研修・社員研修及び職員研修を徹底する。

役員改選初年度であり、役員対象では善管注意義務・利益相反行為の禁止等、公益法人の役員としての心構えについて研修を実施しました。また、社員に対しては社員研修会において業務部を中心に報酬額算定調書の運営を正しくできるよう説明会を実施しました。

② 定款・各種規則・規程を常時確認し、法律等の改正との整合性を図る。

各種規則の改正案・規程・基準等の作成を行う際に当協会の定款等以外にも法人法・認定法等各種法律との整合性に注意を払いました。

③ 当協会の監督官庁である滋賀県公益認定相談窓口に対して運営等についての相談を行う。

日常における運営について疑問に感じたことについては、都度同窓口に対して相談を行い意見を求めて公益法人として適切な運営を図れるよう心掛けました。

④各種備付書類及び帳簿関係の整理を行い、事務の効率化を図る。

定款の規定により公開を要する書面関係については事務局に掲示し、その他の書類関係については事務局担当者において直ちに確認できるよう整理しております。

⑤ホームページを更新して常に新しい情報を対外的に発信する。

新規程の成立、改正時や各種研修会の開催、自主事業成果等対外向け、社員向けに整理して都度ホームページの更新を実施しました。

⑥社員からの各種報告事項の徹底を行い、協会としての対処の迅速化を図る。

総務部においては着手完了届とそれに伴う自主事業の報告等について把握をして業務の適正化を図ることにより事業計画に則った事業運営に常に注視し、各部との連携を図りました。

⑦委員会制度の充実を図り、各社員の組織への帰属意識向上と組織としての更なる効率的かつ迅速、正確な活動を目指す。

本年度においては役員改正もあり、特に自主事業の各担当理事を中心に社員に対して委員に任命して社員の帰属意識の向上を図り将来の協会運営にも目を向けた提案を行いました。

⑧県内最大の土地家屋調査士の専門家集団としての災害時緊急支援体制の確立を行うとともに、防災、減災に向けた提案を行なう。

担当理事を選任し、緊急連絡体制の整備に取り掛かりました。

⑨防災、災害支援に関する研修会の開催を検討する。

業務部と連携して講師をお招きして一般の県民対象の講演会を実施しました。

⑩調査士会との意見交換会を実施し、調査士制度における当協会の行う調査士業務において更なる助言を受ける。

調査士会・政治連盟との合同の意見交換会を実施することにより調査士制度の中で公益法人である協会が何をすべきであるか、また公益事業の推進、特に法第14条第1項地図作成作業への積極的参加のために新入会員に対しても協会への入会を勧めただけようお願いをしました。その他、防災・復旧事業に対する協会の役割についても協議を行いお互いに連携して調査士制度の発展に寄与することを確認しました。

⑪全公連・近公連会議への参加を行い、事業活動のための情報収集を行なう。

本年度については全公連・近公連のマイナンバー制度の取り扱いや内部規程の制定等についての研修を受け、事業者たる協会としての法令順守に心掛けました。また、全公連の公共嘱託登記研究委員会、14条地図作成委員会に本協会より各々参加することにより現在の公共調達における業務受託についての研究を行っております。その他、近畿各協会が主催する講演会への参加も積極的に行いました。

⑫顧問弁護士との運営における各種法律解釈の相談を行なう。

規則・規程の作成や改正において疑問が生じた場合、また県公益認定相談窓口への相談内容について予め意見を伺いました。

本年度の業務研修会において一般県民対象にした「不動産に係る法律問題」をテーマの講演会の講師として、本協会が一般県民のために身近な存在として様々な情報発信できるようご協力いただきました。

⑬マイナンバー制度実施に伴う協会内の体制整備を行なう。

本年度は、規程とプライバシーポリシーの作成並びに社員からの安全な収集方法を決定するに至りました。同時に事務局内において特定個人情報を保護するために必要な措置を講じて収集したマイナンバーの保管について周知徹底を図りました。

⑭社員名簿の作成を行なう。

作成を行い、各官公署に対しても配布をし、認定法に則ってホームページへの掲載も行いました。

⑮上記①から⑭に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

理事会ごとに各部長より定款の規定に則って報告を実施して事業の推進状況の把握を確認しました。

(2) 経理部事業報告

平成27年度においても例年のおり公益法人会計基準を遵守し、円滑な事業活動が実施できるよう適正なる会計処理を行うために以下の事業を実施しました。

①適正な予算執行と資金繰り状況の把握を行い、事業推進の円滑な実施を図る。

本協会の事業計画に則った予算に応じた支出を常に意識をして決済を行いました。また、公益法人会計の残高と予算執行状況、経常経費等を把握して資金繰り状況の把握に努めました。

②公益法人としての活動を実施するための各部からの意見を収集し、事業支出での適正なる対応を行う。

特に自主事業の支出状況から自主事業の進捗率を注視して各部担当部長から意見を収集して自主事業を計画的かつ速やかに完了できるよう努めました。

③公益事業会計において、収支相償を常に意識した会計処理を図る。

本年度においては収支相償が過去2年において達成できていなかったこともあり自主事業費の支出状況を常に確認して予算通りの支出に努めました。

④事業費及び管理費のより適切な配賦基準を検討する。

県公益認定委員会の立入検査において助言いただき、配布基準については本年度より一部変更して予算書を作成し、当該予算書とおりの配布基準にて執行しました。

⑤顧問税理士と協議を行い適正なる会計処理を図る。

特に支出関係において公益事業会計か法人会計のどちらで処理すべきかを迷った場合や、予算書作成において助言を受けました。また、決算・中間決算の前には顧問税理士に確認をしてもらい適正な会計処理ができるよう努めました。

⑥インターネットバンキングの利用により入出金、残高のチェックを行い、事務局にて適正な会計処理が行われるよう監督を行う。

毎週末には本協会の通帳残高の確認及び入出金状況をインターネットバンキングにおいて確認し適正な会計処理に努めました。

⑦上記①から⑥に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

一定額以上の予算計上された項目の支出においては本協会の会計基準や規程に則って常任理事会または理事会での支出の承認を受ける等、適正な会計処理に努めました。

業務事業推進関係

(1) 業務部事業報告

本協会の基本方針に則り、不特定多数の国民の不動産における権利の明確化に寄与することを目的として以下の事業を実施しました。

①法定事業の迅速かつ正確な実施を行うために、担当社員からの各種報告事項を徹底し、業務への関与の徹底を行う。

公益法人として、業務への関与を徹底するために、業務承認等を行いました。また、届出事項の不備や業務受託につき疑義が生じた場合には、担当社員への確認を行うなどして適正な業務管理に努めました。

②成果品のデータ収集を行い、協会におけるデータ管理の安全性を図る。

成果品の収集も定着し、データの蓄積も年々容量を増しているところです。データ集積から3年を迎え、年々改善点を検討し修正しながら、成果管理を行いました。

③関連事業における地図作成業務への支援体制を行い、地図整備事業への貢献を図る。

地図作成作業担当者の意見より、一筆地立会における筆界点表示の一助としてナンバープレートを支給を行いました。自主事業の一貫としての支給ではありますが、作業効率等におきまして効果が上がりました。また、例年では、地図作成作業が実施される当該支所にて対応していた作業を、近隣の支所による協力に対応するなど、大規模作業への協力体制についても整備いたしました。

④自主事業を推進することにより、広く県民の不動産における権利の明確化を図る。

別記の自主事業につき、担当理事を選任し、事業実施を行いました。

⑤オンライン申請の推進を行うことにより、法務行政への寄与を図る。

業務研修会において、社員に対しオンライン申請をして頂くよう周知しました。

⑥上記①から⑤に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図る。

各項目に関し、定期的に検証を行い、理事会へ報告を行いました。

(2) 事業推進部事業報告

本協会の基本方針に則り、事業の推進を行うため業務部と連携し、以下の事業を実施しました。

①受託契約に関する事項

法第14条第1項地図作成作業及び地籍調査事業への支援

地図作成作業が実施される支所の枠を超え、広域にて対応ができる体制を整えました。

大規模事業への参画

入札業務への参加（法務省、国土交通省、農林水産省等）を行いました。また、今後発注が見込まれる森林調査事業につき、一定の調査手法や成果品対応につき体制を整えました。

契約先関係各課へのさらなる啓発

年始、年度当初において、支所役員等により挨拶回りを行いました。官民境界確定補助業務

については、本会業務部と合同でシステムの簡略化や報酬について検討し、他府県の実例も提示して、大津市建設部路政課に提案を行いました。

未契約市町への継続的提案

支所長からの情報収集や本協会のPRパンフレットの配布を行いました。

②研修会・講演会及び社員教育に関する事項

報酬額運用基準の研究

入札仕様書の比較、検討を行いました。また、運用基準につき見解が多様にある部分につき検討を行いました。

成果品管理の研究

全公連、近公連からの情報収集を行いました。

業務事務処理システムの検討・研究

認定登記基準点設置委員会により、測量CADの活用、GNSSプログラムの活用を研究致しました。

外部研修への講師派遣

滋賀県建設技術センターからの依頼により、講師派遣を行いました。

防災、災害支援に関する研修会開催

業務研修会にて県民を対象とした講演会を開催しました。

業務担当社員への助言・支援

算定調書作成に係る作業項目の運用協議を行いました。新名神業務への対応を行いました。

③協会外部との協議会、研修会に関する事項

基準点の設置・公開に関する研究

全公連地図作成委員を本協会社員より選定しました。

認定登記基準点設置委員会の定期的開催を行いました。

近公連、全公連主催の研修会への参加

- ・G空間エキスポ（日調連）
- ・日本の土地制度の課題・自然災害から身を守るチェックポイント（大阪協会）
- ・熊本地震災害における自衛隊の活動について、日本における地殻変動について（奈良協会）

④広報に関する事項

自主事業の推進

別記のと通りの自主事業を推進しました。

調査士会主催の研修会への協賛

今年度は調査士会の都合により研修会は行われず、次年度に協賛を行うことになりました。

上記①から④に掲げる事業に対する定期的検証及び理事会での報告の徹底を図りました。

別 記

（ア）自1事業（境界埋設事業）

具体的事業の内容：完了報告書において報告を受けた境界標設置個数データの整理

事業報告としては以下の表にまとめました。

(平成28年6月30日現在での集計)

支所	個数	支所	個数
大津	373個	高島	21個
草津	23個	守山	7個
甲賀	21個	東近江	257個
彦根	32個	長浜	189個
合計(個数)		923個	

各支所において業務受託形態が相違するため、例年通り、枚数が多い支所、少ない支所、昨年比増減の激しい支所など、各支所の特徴ある設置枚数になっています。

本年度より設置報告業務につき、報告枚数分の成果(写真・図面)が送付されてきているかを入念にチェックしました。その為 tk ファイルでは設置枚数の報告がある業務でも、写真などの成果が未送付の業務件数が32件ありました。

研修会でも申し上げましたが、tk ファイル及び成果品送付に対する社員の意識向上を図る取り組みを継続するの必要を感じました。

なお、自1事業の目的を社員の皆様に理解していただくと共に、迅速な成果品チェック体制を次年度以降構築することが必要であると考えます。

(イ) 自2事業(引照点等の標識設置事業)

具体的事業内容: 社員からの報告によるアルミベークリア設置個数データの整理

事業結果報告としては以下の表にまとめました。

(平成28年6月30日現在での集計)

支所	個数	支所	個数
大津	80個	高島	2個
草津	19個	守山	6個
甲賀	9個	東近江	2個
彦根	0個	長浜	6個
合計(個数)		124個	

◎現状報告

・平成27年度の設置個数は124個でした。

◎本年度実施による反省点や次年度活動への提案等

・社員の意識向上を図るため、各社員が常に数個のベークリアを保管しておき、現場作業時に携行していき、基準点、引照点の設置時に使用して頂ければと考えています。

(ウ) 自3事業(街区基準点亡失調査事業)

具体的事業内容: 街区基準点亡失調査・データの整理・亡失調査終了後の基準点に関する継続的事業計画等

大津市を除く各市において、上記亡失調査の結果を報告するため提言文書を作成しました。また、提

言文書の添付書類とすべく、亡失、現存点を反映した図面を作成いたしました。

4月理事会において各支所長に提言文書・図面・基準点使用報告書を渡し、5月上旬に各市へ提言書を提出いたしました。その結果、草津市からは街区基準点亡失に関し、橋川市長と面談するに至り、県内、草津市の状況を説明させて頂き、今後、草津市における街区基準点の維持保全に向けた建設的な話し合いをさせて頂くこととなりました。

他市においても同じような動きがあることが期待する所であります。

また、委員会において認定登記基準点の設置に向けた活動を開始致しました。

(エ) 自4事業（地図作成地域の公開事業）

具体的事業内容：収集した地図に地図作成地域を記入し公開

実施支所名	調査箇所（箇所）	地図整理箇所（箇所）	公開状況 ○・×
大津支所	済み	済み	○
高島支所	旧安曇川町の土地改良区域	11 地区	○
草津支所	草津市区画整理区域	3 地区	○
守山支所	守山・市三宅区画整理地区	2 地域	○
甲賀支所	湖南市全域	15(土地改良 10、区画整理 4、地籍調査 2)	○
東近江支所	東近江市区画整理区域	23 地域	○
彦根支所	彦根市	本町 1 丁目	○
長浜支所	米原 黒田川地区	夫馬工区(11 字)	○

今年度は、平成26年度作業で作成された紙ベースのデータを Google マップに反映させる作業及び次年度に公開予定の地籍調査実施区域で作成された法第14条第1項地図作成地域の公開作業を行うための資料収集を行いました。

来年度の方向

1. 収集データの整理
2. ホームページでの公開は随時して行く予定ですが、Google マップ利用上の制限があり、公開システム等の研究が必要。

今後、官庁の地籍調査事業（各市町）及び法第14条1項地図作成事業（法務省）地域を選定する資料として利活用できるように公開地域の拡大を図る。

28年度タイムスケジュール

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 7月～12月 | 収集データの検証及び公開システムの検討及び研究 |
| 1月～6月 | 地籍調査地域の Google マップでの公開作業を行う |

(オ) 自5事業（協会や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業）

啓発活動については、業務研修会のために作成したポスター、チラシ等を、各支所長を通じ官公署に配布してもらいました。啓発の一環としてのホームページは新しい情報を逐一更新しています。

無料登記相談に関しては直接事務局へ相談に来られた件数はありませんでしたが、個別の直接相談には各支所長にて対応してもらいました。研修会への講師派遣としては、滋賀県用地対策連絡協議会が主催する研修会へ業務部員から講師1名を派遣しました。

また、普及啓発活動の一環として当協会主催で平成28年5月27日栗東芸術文化会館「さくら」において行われた一般公開講演会では、大津地方法務局、滋賀県、滋賀県土地家屋調査士会に後援を頂き、元門真市総合政策部IT推進グループの一氏昭吉様に「街区基準点を活用した地理空間情報の整備と維持管理」について、当協会顧問弁護士の宮川清様に「不動産をめぐるトラブルの予防と解決方法」について講演をして頂きました。一般の県民の方、官公署の方からの参加者32名を含む104名の参加者があり盛況でありました。

(カ) 自6事業（自然災害等の被災地方自治体に対する支援活動）

本協会は、滋賀県と滋賀県土地家屋調査士会（以下、「本会」という。）が締結している災害時における無料登記相談支援を積極的に実行部隊として実施する方向で本会との連携を視野に入れて活動するための検討を行いました。

具体的には、有事における指揮系統が速やかに行われるための組織体制及び正確な情報の伝達のために連絡手段としてSNSの利用等を検討することとなり、本年度検討した内容を具体的に取り纏めて本会との協議等を次年度進めていくための準備を行いました。

(キ) 自7事業（防災事業）

11月13日開催の「防災シンポジウム in ぎふ」に参加し、減災への取り組みについて研鑽を積みました。

講演：「自分の身は自分で守る」

講師：岐阜大学教授 高木 朗義 氏

講演後、岐阜協会でのこれまでの具体的な活動報告があり、滋賀協会での今後の活動に活かすべく検討を継続していきます。

平成26年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成28年8月

公益社団法人 滋賀県公共嘱託登記土地家屋調査士協会